

# インターネット端末利用 営業のしおり

～健全なインターネット利用環境を保持しましょう～

警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課

# インターネット端末利用営業者のみなさんへ

東京都は、インターネットカフェ等を利用したサイバー犯罪の防止を図り、それ以外の各種犯罪・事案を防止することも含めて、都民が安全に安心してインターネットカフェ等を利用することができる環境を保持するため、平成22年7月1日「インターネット端末利用営業の規制に関する条例」を施行しました。

このしおりは、すでに営業している方、これから営業しようとする方が必要な手続きや守らなければならないことについて説明したものです。

このしおりをよく読み理解して、正しい営業に努めてください。

# 目次

1. 条例が適用される営業
2. 条例に定める主な規制（届出）
  - 2.1. 届出について
  - 2.2. 営業開始の届出
  - 2.3. 営業廃止の届出
  - 2.4. 営業の変更の届出
  - 2.5. 同時届出（複数店舗を営業している場合）
  - 2.6. 郵送による届出
  - 2.7. オンラインによる届出
  - 2.8. 届出期限の計算
3. 条例に定める主な規制（本人確認）
  - 3.1. 顧客の本人確認
  - 3.2. 本人特定事項
  - 3.3. 本人確認書類
  - 3.4. 現住居の確認
  - 3.5. 顧客が短期滞在の外国人の場合
  - 3.6. 本人確認済みの場合
  - 3.7. 本人確認時の留意事項
4. 条例に定める主な規制（本人確認記録の作成・保存）
5. 条例に定める主な規制（通信端末機器特定記録の作成・保存）
6. 事業者の責務
7. 報告・立入り等
8. 行政処分
  - 8.1. 指示
  - 8.2. 営業停止
9. 罰則
10. 条例に関する問合せ先等

# 1. 条例が適用される営業

東京都内において、個室等を設け、顧客に対し通信端末機器を提供し、その個室等でインターネットを利用できるサービスを提供する営業が一部であれば「インターネット端末利用営業」に該当します。

## ▶ 個室等とは

天井や床まで完全に仕切られている区画だけでなく、仕切り等によって顧客の顔や行動（パソコンを操作している、本を読んでいる等）を把握することができない程度に遮蔽されていれば個室等に該当します。

## ▶ 通信端末機器とは

パソコン、タブレット端末等が該当します。

まんが喫茶、インターネットカフェに限らず、個室ビデオ、テレクラ、ネットルーム、レンタルルーム等も上記の要件に該当すれば、インターネット端末利用営業となります（ただし、旅館業法に規定する旅館業（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業）その他の東京都公安委員会規則に定めるものは除きます。）。

飲食店等であっても、個室等でタブレット端末等の通信端末機器を提供してインターネットが利用できるサービスを提供する営業が一部であれば条例が適用されます。

## 2. 条例に定める主な規制（届出）

### 2.1. 届出について

- ▶ 届出窓口は、店舗の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課です。
- ▶ 窓口での受付は、平日の午前8時30分から午後4時30分までです。
- ▶ 届出書の様式は、警視庁ホームページからダウンロードできます。
- ▶ 届出書の記載要領等の届出に関することは、警視庁ホームページをご確認ください。

### 2.2. 営業開始の届出

インターネット端末利用営業を営もうとする者は、**営業開始の10日前まで**に店舗ごとに、次の書類を届け出る必要があります。

#### ・インターネット端末利用営業開始届出書（1通）

添付書類		・店舗の平面図（個室とパソコンの設置位置がわかるもの。面積や寸法の記載は不要）
	個人営業	・住民票の写し（本籍又は国籍記載のもの）
	法人営業	・定款（謄本化したもの） ・登記事項証明書 ※届出期限に間に合わない場合、登記事項を申請中である旨を記載した書面を添付し、登記完了後速やかに提出してください。

## 2. 条例に定める主な規制（届出）

### 2.3. 営業廃止の届出

インターネット端末利用営業を廃止したときは、**廃止の日から10日以内**に次の書類を届け出る必要があります。

- ・ **廃止届出書（1通）**

※添付書類は必要ありません。

※店舗の所在地が変わった場合や営業者が変わった場合は、営業廃止の届出と開始の届出が必要です。

## 2. 条例に定める主な規制（届出）

### 2.4. 営業の変更の届出

届出の事項に変更があったときは、**変更の日から10日以内**に、次の書類を届け出る必要があります。

#### ・変更届出書（1通）

変更事項		添付書類
個人 営業	営業者の氏名、住所、本籍（国籍）、生年月日	住民票の写し（本籍又は国籍記載のもの）
	電話番号	なし
法人 営業	法人の名称、所在地	定款及び登記事項証明書
	法人代表者に係る事項	登記事項証明書
	電話番号	なし
店舗の名称、電話番号		なし
営業時間		なし
店舗の構造及び設備の概要		店舗の平面図
本人確認記録及び通信端末機器特定記録等の作成及び保存の方法		なし
営業の態様		なし
統括管理者に係る事項		なし

## 2. 条例に定める主な規制（届出）

### 2.5. 同時届出（複数店舗を営業している場合）

異なる警察署の管轄区域に複数の店舗がある場合でも、次の届出は、いずれか1つの店舗の所在地を管轄する警察署に同時に提出することができます（※添付書類はいずれか1つの店舗分）。

#### ▶ 同時届出ができる場合

##### ① 営業の廃止

##### ② 営業の変更

###### ・ 個人営業

営業者の氏名、住所、本籍（国籍）、生年月日、電話番号

###### ・ 法人営業

法人の名称、所在地、電話番号

法人代表者の氏名、住所、本籍（国籍）、生年月日、電話番号



## 2. 条例に定める主な規制（届出）

### 2.6. 郵送による届出

郵送でできる届出は、変更・廃止のみです。開始届はできません。

#### ▶ 郵送手続きにおける留意事項

- ・ 事前に、店舗を管轄する警察署の生活安全担当課へ連絡をしてから、書類を郵送してください。
- ・ 郵送に係る費用（郵便料金、封筒代等）は自己負担となります。
- ・ 郵送に利用する郵便種別は、簡易書留等、郵便窓口による引受から送達までの間、配達過程を記録する郵便を利用してください。
- ・ 届出受理後は、警察署から電話で「登録番号」の連絡を行います。受領書等の返送はありませんので、ご注意ください。
- ・ 届出書類の届出日は、書類の発送日を記載してください。

#### 郵送による届出の詳細

[警視庁ホームページ](#) > [手続き](#) > [その他の申請](#) > [郵送でできる各種手続](#)

## 2. 条例に定める主な規制（届出）

### 2.7. オンラインによる届出

- ▶ オンラインによる申請は、**警視庁行政手続オンライン**のサイトにアクセスして申請します。

#### 警視庁行政手続オンライン

警視庁ホームページ> 手続き> 行政手続オンライン> 行政手続のオンライン化について> 「警視庁行政手続オンライン」サイト（外部サイト）

- ▶ 届出期限を過ぎたものはオンラインによる届出はできません。窓口へ届出をしてください。
- ▶ オンラインによる届出の場合、警視庁行政手続オンラインのサイトで届出の申請が受け付けられた後、受理メールが届くまでに数日かかる場合もありますが、ご了承ください。

## 2. 条例に定める主な規制（届出）

### 2.8. 届出期限の計算

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10 ⑩	11 ⑨	12 ⑧	13 ⑦	14 ⑥	15 ⑤	16 ④
17 ③	18 ②	19 ①	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

営業  
開始

#### 開始届出の場合の例

上図の場合、届出期限は10日となりますが、当該日が休日なので、11日が届出期限となります。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14 ①	15 ②	16 ③
17 ④	18 ⑤	19 ⑥	20 ⑦	21 ⑧	22 ⑨	23 ⑩
24	25	26	27	28	29	30

変更  
廃止

#### 変更・廃止届出の場合の例

上図の場合、届出期限は23日となりますが、当該日が休日なので、25日が届出期限となります。

## 3. 条例に定める主な規制（本人確認）

### 3.1. 顧客の本人確認

インターネットが利用できるサービスを提供するときは、顧客から**本人確認書類の提示**を受け、本人特定事項を確認する必要があります。

### 3.2. 本人特定事項

本人特定事項とは、①**顧客の氏名**、②**住居**、③**生年月日**を指します。

## 3. 条例に定める主な規制（本人確認）

### 3.3. 本人確認書類

【条件】 **顧客の氏名、住居、生年月日の記載があるもの**

**※提示を受けるときに有効なもの、有効期限のないものは6か月以内に作成されたものに限りです。**

運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書

住民基本台帳カード、マイナンバーカード（※通知カードを除きます。※マイナンバーを記録することはできません。）

旅券（パスポート）、乗員手帳

印鑑登録証明書

戸籍謄本又は抄本（※戸籍の附票の写しが添付されているものに限りです。）

資格確認書（※令和6年12月2日から。※記号・番号・保険者番号を記録することはできません。）

児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳

学生証（※令和6年12月2日からは顧客の写真の有無を問いません。）

官公庁から発行又は発給された書類等（※雇用保険受給資格者証、各種免許、免状等）

※発行済みの健康保険、国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療の被保険証、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証は、経過措置期間中（令和6年12月2日から1年間。経過措置期間中に有効期間が到来する場合等はその日まで）は、引き続き本人確認書類として使用できます。

## 3. 条例に定める主な規制（本人確認）

### 3.4. 現住居の確認

- ▶ 本人確認書類記載の住居が、現在のものでないとき又は住居の記載がないときは、次の書類の提示を受けることによって、現住居を確認することができます。

**【条件】 顧客の氏名、住居の記載があるもの**

**※ 6か月以内の領収日付の押印又は発行年月日があるものに限りです。**

#### 現住居の確認に利用できる書類

現住居の記載のある他の本人確認書類

国税又は地方税の領収証書又は納税証明書

社会保険料の領収証書

公共料金（電気、ガス、水道等）の領収証書

その他官公庁から発行又は発給された書類等（※通知カードを除きます。）

日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類等で本人確認書類に準ずるもの

## 3. 条例に定める主な規制（本人確認）

### 3.5. 顧客が短期滞在の外国人の場合

- ▶ 顧客が日本に住居を有しない外国人（在留期間等が90日を超えない場合）で、パスポート・船員手帳で本国における住居を確認できないとき
  - ➡ 旅券・船員手帳で**国籍・旅券等の番号**を確認

## 3. 条例に定める主な規制（本人確認）

### 3.6. 本人確認済みの場合

▶ 本人確認済みの顧客にサービスを提供する場合で

- ・ その顧客の本人確認記録を保存しているとき
- ・ 合併や事業譲渡等により、その顧客の本人確認記録を他の営業者から引き継いで保存しているとき

は、下記の方法で同一人であることが確認できれば、新たに本人確認をしたり、本人確認記録を作成する必要はありません。

ただし、店名が同じである系列店であっても、フランチャイズ営業のように届出の営業者が異なる場合は、営業者ごとに本人確認をする必要があります。

#### 同一人かの確認方法

- ・ 会員証等の提示を受けて確認する。  
※他の営業者が作成したものや他道府県店舗で作成したものを除きます。
- ・ 顧客から申告を受けて確認する。  
※その顧客しか知り得ない事項・本人確認記録の顧客と同一であることを示す事項。



## 3. 条例に定める主な規制（本人確認）

### 3.7. 本人確認時の留意事項

- ▶ 通知カード、社員証、タスポ、キャッシュカード、クレジットカード、定期券等は、本人確認書類に該当しません。
- ▶ 本人確認ができない顧客に、「次回来店したときでいいですよ。」などと言って、本人確認をしないでサービスを提供することは、条例（本人確認義務）違反です。
- ▶ 個室とオープン席が両方ある店舗では、オープン席でパソコン等を提供する場合でも、本人確認が必要です。

## 4. 条例に定める主な規制（本人確認記録の作成・保存）

- ▶ 本人確認をしたら、すぐに本人確認記録を文書・電磁的記録・マイクロフィルムで作成して、**サービスの提供が終わった日から3年間保存**する必要があります。

### 本人確認記録の記録事項

① 本人確認を行った者の氏名等	② 本人確認記録の作成者の氏名等
③ 本人確認書類の提示を受けた日付・時刻	④ 本人確認を行った方法
⑤ 本人確認のために提示を受けた本人確認書類の名称、記号番号等	例) 運転免許証 → 免許証番号 保険証等 → 発行者 学生証 → 学校名、学籍番号 マイナンバーカード → 市区町村名
⑥ 本人特定事項（氏名・住居・生年月日） ※変更などがあった場合は、前の記録を消すことなく、追記するか、新たに記録・保存しなければなりません。 ただし、更に変更などがあったときは、最新の変更事項のみを追記すれば足ります。	
⑦ 通信端末機器特定記録等を検索するための顧客番号等	
⑧ 外国人の在留期間等の確認をしたときのパスポート等の名称、日付、記号番号その他当該パスポート等を特定できる事項	

## 5. 条例に定める主な規制（通信端末機器特定記録等の作成・保存）

- ▶ サービスの提供が終わったら、すぐに文書・電磁的記録・マイクロフィルムで通信端末機器特定記録等を作成し、**サービスの提供が終わった日から3年間保存**する必要があります。

### ▶ 通信端末機器特定記録等の記録事項

- ① 顧客番号その他の顧客の本人確認記録を検索するための事項（通信端末機器特定記録等と本人確認記録を相互に関連して検索できるようにするための事項）

→ **誰が**

- ② 通信端末機器の番号その他の顧客に提供した通信端末機器を特定するための事項

→ **どの端末を**

- ③ 顧客の入退店した日付及び時刻

→ **いつからいつまで使ったか**

## 6. 営業者の責務

- ▶ インターネット端末利用営業が犯罪に悪用されないようにするための措置や、顧客が安心してサービスを受けられる環境を整備するために必要な措置をしてください。

### ・ 犯罪利用防止

セキュリティ対策ソフトやリカバリーソフトの導入  
防犯カメラの設置等

### ・ 安心な環境の提供

店内の照度の確保  
I D・パスワード入力の危険性やインターネット利用犯罪に関する注意喚起等

# 7. 報告・立入り等

## 7.1. 報告・資料提出

- ▶ 東京都公安委員会から本条例の施行に必要な限度で、業務に関して報告や資料の提出を求められることがあります。

## 7.2. 店舗その他施設への立入り

- ▶ 本条例が遵守されているかを確認するため、警察職員が店舗や本社等に立入り検査をすることがありますので、検査に必要な本人確認記録等の提供をお願いします。

※警察職員が立入りを行うときは、立会人に身分証明書を提示します。

# 8. 行政処分

## 8.1. 指示

- ▶ 東京都公安委員会は、本条例に違反する行為があった場合に、再発防止のために必要な指示を行うことがあります。指示を受けた場合は、速やかに是正をしてください。

指示の対象となる行為	違反例
営業届出義務違反	開始・変更・廃止届出書を出していない等
本人確認義務違反	本人確認書類の提示を受けずにサービスを提供した等
本人確認記録の作成等義務違反	本人確認をした免許証の番号を保存していない等
通信端末機器特定記録等の作成等義務違反	入退店時刻を作成・保存していない等
標章の破壊等	標章を破り捨てる等
報告・立入り等の拒否等	警察職員の店舗の立入りを拒否する等

# 8. 行政処分

## 8.2. 営業停止

▶ 東京都公安委員会は、

- ・ 公安委員会の指示に従わなかったとき
- ・ 本条例に違反する行為があったとき

は、6か月以内で当該営業の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- ▶ 営業停止を命じたときは、店舗の入口の見やすい場所に標章をはり付けます。
- ▶ 標章を破壊等した場合は、罰則が科せられることがあります。

## 9. 罰則

- ▶ 下記の違反行為には罰則があります。

罰則の対象となる行為	罰則
営業停止命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
営業届出義務違反	30万円以下の罰金
標章の破壊等	20万円以下の罰金
報告・立入り等の拒否等	20万円以下の罰金
顧客による本人特定事項の虚偽申告	20万円以下の罰金

- ▶ 法人代表者、代理人、従業員等が違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、営業者としての法人又は個人にも罰金刑が科せられることがあります。
- ▶ 本人特定事項を隠ぺいする目的で、顧客が本人確認の際に虚偽の申告を行った場合には、顧客に対して罰則が科せられることがあります。
- ▶ 顧客が他人の会員証を提示するなどして他人になりすましていると疑われる場合や、偽造の本人確認書類を提示していると疑われる場合などには、110番通報又は店舗の所在地を管轄する警察署に通報してください。



# 10. 本条例に関する問合せ先等

## ▶ 個人情報の適切な取扱いについて

インターネット端末利用営業者には、「**個人情報の保護に関する法律**」が適用されます。詳しくは、個人情報保護委員会ホームページをご確認ください。

**個人情報保護委員会ホームページ** <https://www.ppc.go.jp>

## ▶ 本条例に関する情報について

本条例に関する情報は、警視庁ホームページをご確認ください。

**警視庁ホームページ** <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp>

## ▶ インターネットカフェ等連絡協議会について

店舗の所在地を管轄する警察署において「**インターネットカフェ等連絡協議会**」を設置し、情報交換、定期的な指導等を行っています。

## ▶ 本条例に関する問合せ先

**警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課**（対策係条例担当）

**03-3581-4321**（警視庁代表）



令和6年11月

街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう